

漁業法第 31 条の規定に基づく漁獲量等の公表について  
「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業  
（漁獲量の総量の管理を行う区分）」

漁業法第 31 条の規定に基づき、大臣管理区分「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）」の漁獲量等を公表します。

令和 5 年 4 月 5 日  
農林水産大臣

1. 漁獲量等の公表を行う管理区分

大臣管理区分  
「くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）」

2. 漁獲可能量に対する漁獲量の割合

84 パーセント (A/B)

（ ※漁獲量：7.6 トン (A)  
漁獲可能量 9.1 トン (B)  
（令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間） ）

3. 当該管理区分の漁業者が通常漁獲を行うとした場合にその漁獲量が当該漁獲可能量を超えると見込まれる時期

令和 5 年 4 月下旬頃

（考え方）

- ・ 漁獲状況から見込まれる 1 日あたりの漁獲量  
 $7.6 \text{ トン} \div 95 \text{ 日 (※)} = 0.08 \text{ トン} \dots \textcircled{1}$   
※令和 5 年 1 月 1 日から数量集計日 (同年 4 月 5 日) までの日数
- ・ 残枠  
 $9.1 \text{ トン} - 7.6 \text{ トン} = 1.5 \text{ トン} \dots \textcircled{2}$
- ・ 超過にかかる日数  
 $\textcircled{2} \div \textcircled{1} \doteq 19 \text{ 日}$
- ・ したがって、数量集計日のおよそ 19 日後に超過の見込み